

EU個人情報保護規程	AS4-2-1901 a	制 定 権 者	社 長
		制 定 日	2019年4月1日
		改 訂 日	2023年4月1日
		最終見直日	2023年4月1日

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

本規程は、当社がEEA内から取得するEU個人情報の適切な保護のためのルールを定めることにより、GDPRを遵守することを目的とする。

第 2 条 (適用範囲)

本規程は、当社の従業員等に対して適用する。

第 3 条 (定 義)

本規程における用語の定義は、つぎのとおりとする。

1. GDPR

EUが定める一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation) をいう。

2. EEA

EU加盟国およびアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインをいう。

3. EU個人情報

社内外を問わず、EEA内に生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、住所、顔写真等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む）をいう。なお、本号の具体的内容については、(別表) EU個人情報の具体的内容にて定める。

4. EU要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害、労働組合への加入等に関するEU個人情報をいう。

5. 本人

社内外を問わず、EU個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6. 従業員等

当社の役員、および就業規則 (AS4-3-3) の規定に基づき採用された者をいう。
 なお、特別社員、有期および無期契約嘱託社員、非常勤嘱託社員、有期および無期契約パートタイマー社員、顧問契約、派遣契約または出向契約等により、当社に従事するすべての者を含む。

7. EU個人情報保護統括管理責任者

当社が保有するEU個人情報を保護するため、EU個人情報保護に関する事項を全社

的に統括する責任と権限を有する者をいい、管理本部長がこれにあたる。

8. EU個人情報保護管理責任者

EU個人情報保護に関する責任と権限を有する者をいい、業務部長がこれにあたる。

9. 公表

自社のホームページに掲載する等、広く一般に対して示し、不特定多数の人々が知ることができるように発表することをいう。

10. 利用

あらかじめ定められた範囲内においてEU個人情報を使用することをいう。

11. 明示

本人に対し、契約書、掲示物、ホームページ等にEU個人情報を使用する旨を明確に示すことをいう。

12. 提供

当社以外の者に、当社の保有するEU個人情報を利用可能にすることをいう。

13. 欧州2社

1) N i c h i a s A u t o p a r t s E u r o p e a . s .

2) N i c h i a s A u t o p a r t s E u r o p e G m b H

14. SCC

(様式1) EUが定める標準的契約条項 (S t a n d a r d C o n t r a c t u a l C l a u s e s) のことをいう。

第 4 条 (個人情報保護方針)

当社は、「PRIVACY NOTICE」を定め、公表する。

- ② EU個人情報の利用目的は、「PRIVACY NOTICE」に記載するものとする。
- ③ 従業員等は、「PRIVACY NOTICE」の内容を理解し、その内容に則ってEU個人情報を適切に取り扱わねばならない。

第 2 章 EU個人情報の取扱

第 5 条 (EU個人情報の取扱の原則)

従業員等は、EU個人情報の取扱につき、利用目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

- ② 従業員等は、EU個人情報の取扱につき、適法かつ公正な方法により行うものとする。

第 3 章 EU個人情報の取得

第 6 条 (EU個人情報の取得の原則)

従業員等は、EEA内から当社と欧州2社との間で締結されたSCCに記載された種類のEU個人情報を取得する場合、あらかじめ、欧州2社に当該EU個人情報を取得させ、欧州2社から当該EU個人情報を取得するものとする。

② 従業員等は、S C Cに記載していないE U個人情報を欧州2社その他本人以外の第三者から取得する場合は、つぎの各号の事項を当該第三者に確認のうえ、(様式2) 本人以外の第三者からE U個人情報を取得した際に作成する記録書面にしたがって記録し、当該記録を提出ルートにしたがって提出するものとする。

1. 当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者(法人でない団体に代表者または管理人の定めのあるものにあっては、その代表者または管理人)の氏名

2. 当該第三者による当該E U個人情報の取得の経緯

第7条 (E U要配慮個人情報の取得の原則)

従業員等は、本人から明確な同意を得られない場合、本人からE U要配慮個人情報を取得してはならず、本人から明確な同意を得ていることを確認できない場合は、欧州2社その他第三者から、E U要配慮個人情報を取得してはならない。

第4章 E U個人情報の移送・送信

第8条 (E U個人情報の移送・送信の原則)

当社内において、従業員等が、E U個人情報を移送・送信する場合は、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

第5章 E U個人情報の利用

第9条 (E U個人情報の利用の原則)

原則として、従業員等はE U個人情報を利用目的の範囲内でかつ業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

第10条 (E U個人情報の目的外利用)

従業員等は、E U個人情報をあらかじめ本人の同意を得ずに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

② 当社が、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならず、変更された利用目的はあらかじめ本人に書面または電磁的方法により通知しなければならない。

③ 当社が、利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えてE U個人情報を利用するためには、あらかじめ本人の同意を書面により得なければならない。

④ 従業員等は、本人の同意を得た後、E U個人情報の目的外利用について、(様式3) E U個人情報の目的外利用等に関する承認申請書(以下、申請書という)を用いてE U個人情報保護管理責任者の承認を得るものとする。E U個人情報保護管理責任者は、申請書および本人の同意を証する書面の原本またはPDFデータを保管するとともに、その写しをE U個人情報保護統括管理責任者に送付するものとする。

第 6 章 E U 個人情報の第三者提供

第 11 条 (E U 個人情報の第三者提供)

従業員等は、第 6 条に基づいて取得した E U 個人情報を日本に所在する第三者（子会社を含む。以下本条において同じ）に提供する場合、個人情報保護規程（AS4-2-19）にしたがうことに加え、当該第三者に対して第 6 条第 2 項各号の事項を書面または電磁的方法により通知して、記録させなければならない。また、従業員等は、当該通知を行った記録を 3 年間保管しなければならない。

② 従業員等は、第 6 条に基づいて取得した E U 個人情報を E E A 以外の第三国（日本を除く。以下本条において同じ）に所在する第三者に提供する場合、従業員等は、下記のいずれかを満たしたことを書面または電磁的方法により記録したうえで提供しなければならない。また、従業員等は、当該記録を 3 年間保管しなければならない。

1. 当該第三者と当社の中で S C C を締結していること。
2. 当社が本人との間に締結した契約の履行のために提供すること、または契約締結前に本人からの要求により当社が当該締結のために提供すること。
3. 当社が、本人の利益となる契約を、当該第三者と締結するため、または当該履行のために、提供すること。
4. 本人の生命の保護のために必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難であること。

第 7 章 E U 個人情報の管理

第 12 条 (E U 個人情報の管理の原則)

当社は、E U 個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

第 13 条 (E U 個人情報の安全管理対策)

E U 個人情報保護管理責任者は、E U 個人情報に関するリスク（E U 個人情報への不正アクセス、E U 個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

② E U 個人情報保護管理統括責任者は、前項の安全管理対策が適正に実行されるように、E U 個人情報保護管理責任者を統括する。

第 14 条 (漏えい等の報告等)

従業員等は、E U 個人情報の漏えい、紛失や盗難等の滅失もしくは毀損が発生し、または発生したおそれがある事態が生じたときは、(様式 4) E U 個人情報漏えい報告書（以下、報告書という）を用いて、必要事項を判明している範囲で正確に記入の上、第一報として所属上長を経由し E U 個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

② 前項の第一報については、漏えい発生的事实を早急に報告することを最優先にするため、以下のように取り扱う。

1. 前項に定める従業員等は、報告書の記入時に不明な事項はあとで追加記入することとし、報告書の報告フローにしたがい早急な報告を最優先させる。
2. 前号の報告を受けた所属上長（課長・部長・本部長等）は、報告書を滞留させず、報告可能な上長を経由し可能な限り速やかにEU個人情報保護管理責任者に提出のうえ報告しなければならない。
- ③ 従業員等は、前項にて報告書に不足事項がある場合は、明確になり次第随時に、追加記入をしたうえで必ず続報として、所属上長を経由しEU個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。
- ④ 第1項および第2項の第一報、ならびに前項の続報を受けたEU個人情報保護管理責任者は、都度その内容を精査し、EU個人情報保護統括管理責任者に直ちに報告しなければならない。
- ⑤ 前項に定める報告を受けたEU個人情報保護統括管理責任者は、当該報告内容を精査し、GDPRに基づき所轄監督機関に通知する必要があると判断した場合には、経営会議の承認を経たうえで、GDPRの定めにしたがい、所轄監督機関に通知するものとする。
- ⑥ 前項に規定する場合において、EU個人情報保護統括管理責任者は、本人に対して、GDPRの定めるところにより通知するものとする。ただし、GDPRにて当該連絡を要しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

第8章 EU個人情報の開示・訂正・利用停止等

第15条 （自己情報に関する権利）

EU個人情報保護管理責任者は、本人から自己のEU個人情報について開示を求められた場合は、遅滞なくこれに応じるものとする。

- ② 本人より自己のEU個人情報についての訂正または削除を求められた場合は、原則として遅滞なくこれに応ずるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該EU個人情報の受領者に対して通知を行い、当該通知を書面または電磁的方法により記録し、3年間保管するものとする。

第16条 （自己情報の利用または提供の拒否）

EU個人情報保護管理責任者は、本人から自己のEU個人情報について利用または第三者への提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

第9章 EU個人情報の消去・廃棄

第17条 （消去・廃棄の手続）

従業員等は、EU個人情報を消去または廃棄する場合には、外部流出等の危険を防止するために、必要かつ適切な方法により行うものとする。なお、具体的内容については、（別表）EU個人情報の具体的内容にて定める。

第10章 教育等

第18条 (教 育)

従業員等は、本規程を順守するためGDPR等の理解に努めるとともに、当社が行う各種教育・研修に出席するよう努めなければならない。

第19条 (罰 則)

当社は、本規程に違反した従業員等に対して、各従業員等に適用される以下の就業規則に基づき懲戒処分を行う。

1. 就業規則 (AS4-3-3)
2. 特別社員就業規則 (AS4-3-308)
3. 非常勤嘱託就業規則 (AS4-3-310)
4. 有期契約嘱託就業規則 (AS4-3-311)
5. 無期契約嘱託就業規則 (AS4-3-312)
6. 有期契約パートタイマー就業規則 (AS4-3-313)
7. 無期契約パートタイマー就業規則 (AS4-3-314)

第20条 (実 施)

本規程は、2019年4月1日より制定実施する。

- ② 本規程は、2023年4月1日より改訂実施する。

完

所 管 部 署	業務部
---------	-----

【改訂履歴】

2023年4月1日改訂（AS4-2-1901 a）

改訂内容

1. 従業員等の定義を明確化。
2. 欧州3社からNichias Europe (U. K.) Ltd. を削除。
3. 第10条（EU個人情報の目的外利用）
目的外利用の手続きについて、本人の同意を書面により得る旨を追加。
4. 第14条（漏えい等の報告等）を追加し、EU個人情報が漏えいした際の手続について定めた。
また、本条の追加に伴い、漏えいした際に使用する様式として（様式4）EU個人情報漏えい報告書を制定。
5. 個人情報保護規程の a、b 改訂に伴う体裁の修正。
6. 諸規程管理細則に則った体裁の修正。

(別表) E U個人情報の具体的内容

本規程の下記条項の具体的内容について、注記する。

条文番号	注記内容
第3条 第3号 (E U個人情報について)	・社内外を問わず、E E A内にある生存する個人に関する情報はすべてE U個人情報となる。 ・E U個人情報の具体例としては、以下が該当する。 ①本人の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、名刺、旅券番号等の公的な番号 ②当社の顧客情報 ③防犯カメラに記録された映像情報 ④その他当社の従業員等に関する情報 ・死者に関する情報は、E U個人情報には該当しないが、死者の情報であっても同時に生存する個人（遺族等）に関する情報であれば、当該生存する個人のE U個人情報になる。
第17条 (E U個人情報の消去・廃棄の具体的内容)	・廃棄しようとするE U個人情報について、他の法令、社内規程等で、保管義務・廃棄基準・廃棄方法について定めがないか、十分確認のうえ、廃棄しなければならない。 ・名刺等、個人の氏名・連絡先の入った紙媒体はE U個人情報に該当するので、シュレッダー等で裁断する等の方法により、廃棄しなければならない。

(様式1) EUが定める標準的契約条項 (Standard Contractual Clauses)

DATA TRANSFER AGREEMENT**情報移転契約**

This Data Transfer Agreement (the "Agreement") is concluded by and between:

この情報移転契約は、下記の二社間で締結される。

, with its registered seat at, Corporate ID No.:
represented by, Chairman of the Board of
Directors,

(the „Controller 1“)

(管理者 1)

and

NICHIAS Corporation, with its registered
seat at 6-1, Hatchobori 1-chome, Chuo-ku,
Tokyo 104-8555, Corporate ID No.:
[9010401021486]
, represented by TOSHIYUKI TAKEI, Chief
Executive Officer,

(the „Controller 2“)

(管理者 2)

PREAMBLE:

序文:

(A) The Controller 1 as the original personal
data controller intends to transfer
the personal data to the Controller 2
pursuant to this Agreement.

(A) オリジナルの個人情報管理者である管理者 1
は、本契約に基づき個人情報を管理者 2 に移
転する事を意図する。

(B) The Controller 2 intends to receive
specified personal data and to process
them in accordance with this Agreement.

(B) 管理者 2 は特定の個人情報を受け取ることを
意図しており、本契約に基づき処理する事を
意図する。

(C) Further to the abovementioned, the
Controller 1 and the Controller 2 agreed,
with respect to the intended transfer of

(C) 上記に加え、管理者 1 と管理者 2 は個人情報
の意図された移転に関し、個人のプライバシ
ー、基本的人権、自由を守る観点から十分な

personal data, on the wording of this Agreement, in order to adduce the adequate safeguards with respect to protection of privacy and fundamental rights and freedoms of individuals, and to comply with applicable both European and national legislation, including Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (the "**General Data Protection Regulation**" or the "**GDPR**").

(D) For the above reasons, this Agreement incorporates contractual clauses in accordance with the standard contractual clauses of the European Union for transfer of personal data to another controller established in third countries as stipulated in the Decision of the Commission of the European Union of 27 December 2004 (2004/915/EC), which amended the Decision 2001/497/EC and was adopted on basis of the directive of European Parliament and the Council 95/46/EC. The aforementioned standard contractual clauses are also applicable under Article 46(2) and 46(5) of the GDPR.

(E) This Agreement, including the standard contractual clauses in Section 4 forming its integral part ("**Clauses**"), must be interpreted in a way ensuring full compliance with the GDPR and other applicable legal regulations regarding

保護措置を講じるために、個人データの取扱と関連する自然人の保護に関する、および、そのデータの自由な移転に関する、ならびに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会および理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 ("一般データ保護規則"または"**GDPR**") を含む欧州と国内法規制を遵守するため、本契約の条項に同意する。

(D) 上記の理由により、決定 2001/497/EC を修正し、欧州議会および欧州理事会指令 95/46/EC を基礎として採用された 2004 年 12 月 27 日の欧州委員会決定 (2004/915/EC) に規定されている、第三国の管理者への個人情報移転に関する EU の SCC に従った契約条項を本契約に取り入れる。上述の SCC はまた、GDPR46(2)条と 46(5)条にも適用できる。

(E) 第 4 項における SCC を含めて、本契約は GDPR と、個人情報の十分かつ合法的な保護に関する他の法的規制に完全に従うように解釈されなくてはならない。

adequate and lawful protection of the personal data. In case of any discrepancies between the Clauses and the rest of the Agreement, the Clauses should apply primarily and the rest of the Agreement should apply to the maximum extent compatible with the Clauses.

(F) The choice of the governing law set in the Article 4.IV is applicable to the entire Data Transfer Agreement.

1. GENERAL PROVISIONS

- 1.1. Based on this Agreement, the Controller 1 transfers the personal data specified in Annex B (the "**Personal Data**") to the Controller 2 for purposes stated in Annex B of this Agreement.
- 1.2. The Controller 2 undertakes to process and use the Personal Data solely in the manner adequate to the purpose for which they were transferred by Controller 1.
- 1.3. The Controller 2 opts to process the Personal data in accordance with the data processing principles set forth in Annex A of the Clauses.

2. SECURITY OF PERSONAL DATA AND CONFIDENTIALITY

- 2.1. Both the Controller 1 and Controller 2 shall ensure the security of the Personal Data while being transferred.
- 2.2. While processing the Personal data or in any activities related thereto, the Controller 2 undertakes to adopt adequate technical, organisational and

SCC 条項と本契約の他の部分に齟齬が生じた場合、SCC 条項を優先し、契約の他の部分は SCC 条項と両立しうる範囲で最大限適用されるべきである。

(F) 第4条IVにある準拠法の選択は情報移転契約全体にわたり適用される。

1. 一般条項

- 1.1. 本契約に基づき管理者1は別紙Bに記載の個人情報を管理者2に、別紙Bに記載の目的のために移転する。
- 1.2. 管理者2は、管理者1によって移転される目的に沿った方法でのみ個人情報を処理または使用する。
- 1.3. 管理者2は別紙Aに記載の情報処理原則にしたがって個人情報を処理する。

2. 個人情報と機密情報のセキュリティ

- 2.1. 管理者1と2は移転される個人情報のセキュリティを確保する。
- 2.2. 個人情報処理中、或いはそれに関する活動中、管理者2はGDPR第32項で要求されるリスクに対して適当と思われるセキュリティレベルを確保出来る十分な技術的、組織的、

personal measures to ensure a level of security appropriate to the risk as required under Article 32 of the GDPR.

3. TERM OF PROCESSING

- 3.1. The Personal data that were subject to transfer to Controller 2 under this Agreement shall not be maintained by Controller 2 for a period longer than stipulated by relevant legal regulations.
- 3.2. The processing of Personal Data by the Controller 2 should last only for the period necessary for fulfilling of the purposes of the transfer specified in Annex B of this Agreement.
- 3.3. The Controller 2 is obliged to destroy the Personal Data once the purpose of transfer expires, or when instructed so by the Controller 1 in writing, to return the original set of Personal data to the Controller 1 and delete all copies thereof, unless stipulated otherwise by the applicable legal regulation.

4. STANDARD CONTRACTUAL CLAUSES

- 4.1. The Parties have adopted the following Clauses:

The Controller 1 (the "**Data exporter**") and the Controller 2 (the "**Data importer**")

(each a "**Party**" and together as the "**Parties**")

DEFINITIONS

For the purposes of the clauses:

人的方法を採用する。

3. 処理の期間

- 3.1. 本契約に基づき管理者2に移転される個人情報
は関連法規制で指定される期間を超えて
管理者2によって保存させてはならない。
- 3.2. 管理者2による個人情報処理は本契約別紙B
に記載の移転の目的を満たすために必要な
期間のみとする。
- 3.3. 管理者2は、法令で別段の定めがない限り、
移転の目的が満了となった場合は、個人情報
を破棄し、または管理者1から書面で指示を
受けた場合は、個人情報のオリジナルセット
を管理者1に返却し、かつ、すべてのコピー
を消去する義務を負う。

4. 標準的契約条項 (SCC)

- 4.1. 当事者は以下の条項を採用する。

管理者1（情報輸出者）と管理者2（情報輸入者）

（各々を「各当事者」、両者を合わせて「両当事者」という。）

定義

本契約条項において、以下の用語は、以下の意味

- a) "personal data", "special categories of data/sensitive data", "process/processing", "controller", "processor", "data subject" and "supervisory authority/authority" shall have the same meaning as in Directive 95/46/EC of 24 October 1995 (whereby "the authority" shall mean the competent data protection authority in the territory in which the data exporter is established);
- b) "the data exporter" shall mean the controller who transfers the personal data;
- c) "the data importer" shall mean the controller who agrees to receive from the data exporter personal data for further processing in accordance with the terms of these clauses and who is not subject to a third country's system ensuring adequate protection;
- d) "clauses" shall mean these contractual clauses, which are a free-standing document that does not incorporate commercial business terms established by the parties under separate commercial arrangements.

The details of the transfer (as well as the personal data covered) are specified in Annex B, which forms an integral part of the clauses.

I. OBLIGATIONS OF THE DATA EXPORTER

The data exporter warrants and undertakes

を有するものとする。

- a) 「個人情報」「特別カテゴリーの情報／センシティブデータ」「処理」「管理者」「処理者」「情報主体」および「監督当局」は、1995年10月24日の指令 95/46/EC における定義と同じ意味を有する（したがって「当局」は、情報輸出者が設立された国において、情報保護に関する管轄を有する当局を意味する。）。
- b) 「情報輸出者」とは、個人情報を移転する管理者を意味する。
- c) 「情報輸入者」とは、本契約条項の条件に従い更に情報処理を行うため、情報輸出者から個人情報を受領することに同意した管理者であり、十分な保護を確保する第三国の制度に則っていない者を意味する。
- d) 「本契約条項」とは、両当事者が別個の商業契約に基づき設定した営利事業に関する条件を含まない、独立の文書である本契約の条項を意味する。

情報移転の詳細（および対象となる個人情報）は、付属書類 B（同付属書類は、本契約条項の不可分な一部を構成する。）において特定される。

I. 情報輸出者の義務

情報輸出者は、以下を保証し、約束する。

that:

- | | |
|--|---|
| <p>a) The personal data have been collected, processed and transferred in accordance with the laws applicable to the data exporter.</p> <p>b) It has used reasonable efforts to determine that the data importer is able to satisfy its legal obligations under these clauses.</p> <p>c) It will provide the data importer, when so requested, with copies of relevant data protection laws or references to them (where relevant, and not including legal advice) of the country in which the data exporter is established.</p> <p>d) It will respond to enquiries from data subjects and the authority concerning processing of the personal data by the data importer, unless the parties have agreed that the data importer will so respond, in which case the data exporter will still respond to the extent reasonably possible and with the information reasonably available to it if the data importer is unwilling or unable to respond. Responses will be made within a reasonable time.</p> <p>e) It will make available, upon request, a copy of the clauses to data subjects who are third party beneficiaries under clause III, unless the clauses contain confidential information, in which case it may remove such information. Where information is removed, the data exporter shall inform data subjects in writing of the reason for removal and of their right to draw the removal to the attention of the authority. However, the data exporter shall abide by</p> | <p>a) 個人情報の取得、処理および移転は、情報輸出者に適用される法令に従い行われていること。</p> <p>b) 情報輸入者が本契約に基づく法的義務を履行する能力を有すると判断するために合理的努力を尽くしていること。</p> <p>c) 情報輸入者からの要請に応じ、情報輸出者の設立国における情報保護法令または参考資料（該当するものがある場合。なお、法的助言は含まれない。）のコピーを情報輸入者に提供すること。</p> <p>d) 情報輸入者による個人情報の処理に関する情報主体および当局からの質問に回答すること。ただし、両当事者により、情報輸入者が回答する旨の合意が行われている場合を除く。かかる合意が存在する場合でも、情報輸出者は、情報輸入者に回答する意思または能力がない場合は、情報輸入者が合理的に利用することのできる情報を用い、合理的に可能な範囲内で回答を行う。回答は、合理的期間内に行われる。</p> <p>e) 要請に応じ、第Ⅲ条における第三受益者に該当する情報主体に、本契約条項のコピー1部を提供すること。ただし、本契約条項に秘密情報が含まれる場合を除く。この場合、情報輸入者は、当該情報を削除することができる。情報が削除された場合、情報輸出者は、情報主体に対し、除去の理由および情報主体には当該除去を当局に知らせる権利があることを書面で通知するものとする。ただし、情報主体が除去された秘密情報の秘密保持の遵守することに同意している限り、情報輸出者は、</p> |
|--|---|

a decision of the authority regarding access to the full text of the clauses by data subjects, as long as data subjects have agreed to respect the confidentiality of the confidential information removed. The data exporter shall also provide a copy of the clauses to the authority where required.

II. OBLIGATIONS OF THE DATA IMPORTER

The data importer warrants and undertakes that:

- a) It will have in place appropriate technical and organisational measures to protect the personal data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorised disclosure or access, and which provide a level of security appropriate to the risk represented by the processing and the nature of the data to be protected.
- b) It will have in place procedures so that any third party it authorises to have access to the personal data, including processors, will respect and maintain the confidentiality and security of the personal data. Any person acting under the authority of the data importer, including a data processor, shall be obligated to process the personal data only on instructions from the data importer. This provision does not apply to persons authorised or required by law or regulation to have access to the personal data.
- c) It has no reason to believe, at the time of entering into these clauses, in the

情報主体による本契約条項の全文へのアクセス権に関する当局の決定に従うものとする。情報輸出者は、要請に応じ、当局にも本契約条項のコピーを1部提供するものとする。

II. 情報輸入者の義務

情報輸入者は、以下を保証し、約束する。

- a) 個人情報を偶発的または違法な破壊、偶発的な喪失、変更、不正開示またはアクセスから保護するための適切な技術的対策および組織的対策を講じ、処理および処理される情報の本質により生じるリスクを回避できるよう適切なレベルのセキュリティを提供すること。
- b) 情報輸出者が個人情報へのアクセス権限を付与する第三者（処理者を含む。）が個人情報の秘密およびセキュリティを尊重および保持できるような手続きを構築すること。情報輸入者の権限に基づき行為する者（情報処理者を含む。）は、もっぱら当該情報輸入者の指示に基づき個人情報の処理を行う義務を負うものとする。ただし、本条項は、法律または規則により、個人情報へのアクセス権限を付与され、または個人情報へのアクセスが要求される者には適用されない。
- c) 本契約条項を締結する時点で、本契約条項で定められた保証に実質的に悪影響を及ぼしう

existence of any local laws that would have a substantial adverse effect on the guarantees provided for under these clauses, and it will inform the data exporter (which will pass such notification on to the authority where required) if it becomes aware of any such laws.

- d) It will process the personal data for purposes described in Annex B, and has the legal authority to give the warranties and fulfil the undertakings set out in these clauses.
- e) It will identify to the data exporter a contact point within its organisation authorised to respond to enquiries concerning processing of the personal data, and will cooperate in good faith with the data exporter, the data subject and the authority concerning all such enquiries within a reasonable time. In case of legal dissolution of the data exporter, or if the parties have so agreed, the data importer will assume responsibility for compliance with the provisions of clause I(e).
- f) At the request of the data exporter, it will provide the data exporter with evidence of financial resources sufficient to fulfil its responsibilities under clause III (which may include insurance coverage).
- g) Upon reasonable request of the data exporter, it will submit its data processing facilities, data files and documentation needed for processing to reviewing, auditing and/or certifying by the data exporter (or any independent or impartial inspection agents or auditors, selected by

る地域法が存在すると信じる理由はないこと。また、かかる法律を認識するに至った場合は、情報輸出者に通知すること（情報輸出者は、要請に応じて当該通知を当局に伝える。）。

- d) 付属書類 B に記載された目的のために個人情報を処理すること。また、本契約条項に規定された保証を行う法的権限および本契約条項に規定された義務を履行する法的権限を有すること。
- e) 個人情報の処理に関する質問に回答する権限を有する情報輸入者の担当窓口を、情報輸出者に明らかにすること。また、かかるすべての質問に関し、合理的期間内に、情報輸出者、情報主体および当局と誠実に協力すること。情報輸出者が解散した場合、または両当事者が合意した場合、情報輸入者は、第 I 条(e) 項の条項を遵守する責任を負う。
- f) 情報輸出者の要請に応じ、第 III 条に基づく責任を履行するのに必要な財源を有する証拠を情報輸出者に提供すること（保険でカバーされる分を含めても良い）。
- g) 情報輸出者の合理的要請に応じ、本契約条項に規定されている保証および義務の遵守を確認するため、情報輸出者（または、情報輸出者が選定する独立したもしくは公平な検査機関もしくは監査人であり、情報輸入者から合理的な異議申し立てがされていない者）が合理的な通知をした上で、通常の営業時間内に

the data exporter and not reasonably objected to by the data importer) to ascertain compliance with the warranties and undertakings in these clauses, with reasonable notice and during regular business hours. The request will be subject to any necessary consent or approval from a regulatory or supervisory authority within the country of the data importer, which consent or approval the data importer will attempt to obtain in a timely fashion.

- h) It will process the personal data, at its option, in accordance with:
- i. the data protection laws of the country in which the data exporter is established, or
 - ii. the relevant provisions (1) of any Commission decision pursuant to Article 25(6) of Directive 95/46/EC, where the data importer complies with the relevant provisions of such an authorisation or decision and is based in a country to which such an authorisation or decision pertains, but is not covered by such authorisation or decision for the purposes of the transfer(s) of the personal data (2), or
 - iii. the data processing principles set forth in Annex A.
- i) It will not disclose or transfer the personal data to a third party data controller located outside the European Economic Area (EEA) unless it notifies the data exporter about the transfer and

実施する調査、監査および／または確認のために、処理に必要な情報処理設備、情報・ファイルおよび文書を提出すること。

上記要請を行うには、情報輸入者の国内の規制当局または監督当局から、同意または承認を受ける必要がある場合はそれに従い、情報輸入者は、かかる同意または承認を適時に取得するよう努める。

- h) 情報輸入者は、自身の選択により、以下のいずれかにしたがって個人情報を処理すること。
- i. 情報輸出者が設立された国における情報保護法令。または、
 - ii. 指令 95/46/EC の第 25 条 6 項に基づく欧州委員会決定の関連条項（情報輸入者が、かかる認定または決定の関連条項を遵守し、かかる認定または決定に関係する国を拠点としているが、個人情報の移転に関しては、かかる認定または決定の対象に含まれていない場合。）。または、
 - iii. 付属書類 A に規定された情報処理原則。
- i) EEA の外に拠点を置く第三者情報管理者に対し、個人情報を開示または移転しないこと。ただし、情報輸入者が情報輸出者に対して当該移転に関する通知を行い、かつ、以下のいずれかに該当する事由が存在する場合を除く。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> i. the third party data controller processes the personal data in accordance with a Commission decision finding that a third country provides adequate protection, or ii. the third party data controller becomes a signatory to these clauses or another data transfer agreement approved by a competent authority in the EU, or iii. data subjects have been given the opportunity to object, after having been informed of the purposes of the transfer, the categories of recipients and the fact that the countries to which data is exported may have different data protection standards, or iv. with regard to onward transfers of sensitive data, data subjects have given their unambiguous consent to the onward transfer. | <ul style="list-style-type: none"> i. 当該第三者情報管理者が、第三国が十分な保護措置を講じているという欧州委員会の決定に従い、個人情報を処理すること。 ii. 当該第三者情報管理者が、本契約条項またはその他の情報移転契約（EU の管轄当局の承認を受けたもの）の署名者になること。 iii. 情報主体が、当該移転の目的、受領者のカテゴリーおよび情報の輸出先となる国に異なる情報保護基準が存在する可能性があるという事実の通知を受けた上で、異議を述べる機会が付与されたこと。または、 iv. センシティブデータの転送に関して、情報主体が当該移転について、明確な同意を与えたこと。 |
|--|---|

III. LIABILITY AND THIRD PARTY RIGHTS

- a) Each party shall be liable to the other parties for damages it causes by any breach of these clauses. Liability as between the parties is limited to actual damage suffered. Punitive damages (i.e. damages intended to punish a party for its outrageous conduct) are specifically excluded. Each party shall be liable to data subjects for damages it causes by any breach of third party rights under these clauses. This does not affect the liability of the data exporter under its data protection

III. 法的責任および第三者の権利

- a) 各当事者は、本契約条項のいずれかに違反したことにより生じた損害について、他方当事者に対し法的責任を負うものとする。両当事者間の法的責任は、実際に発生した損害に限定される。懲罰的損害（すなわち、不法な行為について、一方当事者を罰することを目的とする損害賠償）は、明示的に排除される。各当事者は、本契約条項に基づく第三者の権利を侵害したことにより生じた損害について、情報主体に対し法的責任を負うものとする。これは、自国の情報保護法に基づく情報輸出者の法的責任に影響を与えない。

law.

- b) The parties agree that a data subject shall have the right to enforce as a third party beneficiary this clause and clauses I(b), I(d), I(e), II(a), II(c), II(d), II(e), II(h), II(i), III(a), V, VI(d) and VII against the data importer or the data exporter, for their respective breach of their contractual obligations, with regard to his personal data, and accept jurisdiction for this purpose in the data exporter's country of establishment. In cases involving allegations of breach by the data importer, the data subject must first request the data exporter to take appropriate action to enforce his rights against the data importer; if the data exporter does not take such action within a reasonable period (which under normal circumstances would be one month), the data subject may then enforce his rights against the data importer directly. A data subject is entitled to proceed directly against a data exporter that has failed to use reasonable efforts to determine that the data importer is able to satisfy its legal obligations under these clauses (the data exporter shall have the burden to prove that it took reasonable efforts).

IV. LAW APPLICABLE TO THE CLAUSES

These clauses shall be governed by the law of the country in which the data exporter is established, with the exception of the laws and regulations relating to processing of the personal data by the data importer under

- b) 両当事者は、情報主体が、自身の個人情報に関して、情報輸出者または情報輸入者による契約上の義務違反に対し、第三受益者として、情報輸出者または情報輸入者を相手取り、本条、第I条(b)項、第I条(d)項、第I条(e)項、第II条(a)項、第II条(c)項、第II条(d)項、第II条(e)項、第II条(h)項、第II条(i)項、第III条(a)項、第V条、第VI条(d)項および第VII条を強制する権利を有すること、また、この場合の裁判管轄を情報輸出者の設立国とすることに同意する。情報輸入者の違反の申し立てが発生した場合、情報主体は、まず最初に、自らの権利を情報輸入者に対して強制する適切な措置を講じるよう情報輸出者に要請しなければならない。情報輸出者が合理的期間内（通常は、1 か月以内）にかかる措置を講じない場合、情報主体は、直接、自身の権利を情報輸入者に強制することができる。情報主体は、情報輸入者に本契約条項に基づく法的義務を履行する能力があると判断するに際して合理的努力を尽くすことを怠った情報輸出者に対し、直接訴訟を提起することができる（情報輸出者は、自身が合理的な努力を尽くしたことの立証責任を負う。）。

IV. 本契約条項の準拠法

本契約条項は、情報輸出者が設立された国の法律に準拠するものとする。ただし、情報輸入者による第II条(h)項に基づく個人情報処理に関する法令を例外とする（かかる法令は、同条に基づき情報輸入者が当該法令を選択した場合に限り適用さ

clause II(h), which shall apply only if so selected by the data importer under that clause.

V. RESOLUTION OF DISPUTES WITH DATA SUBJECTS OR THE AUTHORITY

- a) In the event of a dispute or claim brought by a data subject or the authority concerning the processing of the personal data against either or both of the parties, the parties will inform each other about any such disputes or claims, and will cooperate with a view to settling them amicably in a timely fashion.
- b) The parties agree to respond to any generally available non-binding mediation procedure initiated by a data subject or by the authority. If they do participate in the proceedings, the parties may elect to do so remotely (such as by telephone or other electronic means). The parties also agree to consider participating in any other arbitration, mediation or other dispute resolution proceedings developed for data protection disputes.
- c) Each party shall abide by a decision of a competent court of the data exporter's country of establishment or of the authority which is final and against which no further appeal is possible.

VI. TERMINATION

- a) In the event that the data importer is in breach of its obligations under these clauses, then the data exporter may temporarily suspend the transfer of

れる。) 。

V. 情報主体または当局との紛争解決

- a) 情報主体または当局から、個人情報の処理に関し、当事者の一方または両当事者に対して紛争または苦情が提起された場合、両当事者は、かかる紛争または主張について相互に通知し、これらを適時に友好的に解決することに向けて協力する。
- b) 両当事者は、情報主体または当局が申し立てを行った、拘束力を有しない一般的に利用可能な調停手続きに応じることに同意する。両当事者がこの手続きに参加する場合、両当事者は、遠隔地からの参加を選択することができる（電話またはその他の電子的方法等による参加）。両当事者は、情報保護に関する紛争について提起されたその他の仲裁、調停又それ以外の紛争解決手続への参加についても検討することに同意する。
- c) 各当事者は、情報輸出者の設立国の管轄権を有する裁判所の決定または当局の決定に従うものとする。これらの決定は最終的であり、上訴は認められない。

VI. 契約解除

- a) 情報輸入者が、本契約条項に基づく義務に違反した場合、情報輸出者は、当該違反が是正されるまで、または本契約が解除されるまでの間、情報輸入者に対する個人情報の移転を

personal data to the data importer until the breach is repaired or the contract is terminated.

b) In the event that:

- i. the transfer of personal data to the data importer has been temporarily suspended by the data exporter for longer than one month pursuant to paragraph (a);
- ii. compliance by the data importer with these clauses would put it in breach of its legal or regulatory obligations in the country of import;
- iii. the data importer is in substantial or persistent breach of any warranties or undertakings given by it under these clauses;
- iv. a final decision against which no further appeal is possible of a competent court of the data exporter's country of establishment or of the authority rules that there has been a breach of the clauses by the data importer or the data exporter; or
- v. a petition is presented for the administration or winding up of the data importer, whether in its personal or business capacity, which petition is not dismissed within the applicable period for such dismissal under applicable law; a winding up order is made; a receiver is appointed over any of its assets; a trustee in bankruptcy is appointed, if the data importer is an individual; a company voluntary arrangement is commenced by it; or

一時的に停止することができる。

b) 以下のいずれかの事由が生じた場合、

- i. 情報輸出者から情報輸入者に対する個人情報情報の移転が、(a)項に基づき、1 か月を超えて一時的に停止された場合。
- ii. 情報輸入者が本契約条項を遵守することにより、情報輸入者が、輸入国の法律または規則に基づく義務に違反することとなる場合。
- iii. 情報輸入者が本契約条項で行った保証または約束に、実質的または継続的に違反している場合。
- iv. 情報輸出者の設立国における管轄裁判所または当局による上訴不能な最終決定において、情報輸入者または情報輸出者による本契約条項違反があったものと判断された場合。または、
- v. 情報輸入者の処罰または清算の申し立てが行われ(個人または事業者のいずれの資格で申し立てられたかを問わない。)、当該申し立てが適用法における棄却期間内に棄却されなかった場合。解散命令が発令された場合。情報輸入者のいずれかの財産に、財産保全管理人が選任された場合。情報輸入者が個人である場合に、破産管財人が選任されたとき。情報輸入者が会社任意整理を開始した場合。または、いずれかの法域において、これらに相当する事由が生じた場合。

any equivalent event in any jurisdiction occurs, then the data exporter, without prejudice to any other rights which it may have against the data importer, shall be entitled to terminate these clauses, in which case the authority shall be informed where required. In cases covered by (i), (ii), or (iv) above the data importer may also terminate these clauses.

- c) Either party may terminate these clauses if (i) any Commission positive adequacy decision under Article 25(6) of Directive 95/46/EC (or any superseding text) is issued in relation to the country (or a sector thereof) to which the data is transferred and processed by the data importer, or (ii) Directive 95/46/EC (or any superseding text) becomes directly applicable in such country.
- d) The parties agree that the termination of these clauses at any time, in any circumstances and for whatever reason (except for termination under clause VI(c)) does not exempt them from the obligations and/or conditions under the clauses as regards the processing of the personal data transferred.

VII. VARIATION OF THESE CLAUSES

The parties may not modify these clauses except to update any information in Annex B, in which case they will inform the authority where required. This does not preclude the parties from adding additional commercial

情報輸出者は、情報輸入者に対して有しうるその他の権利に影響を与えることなく、本契約を解除する権利を有するものとする。この場合、必要に応じて、当局に通知が行われるものとする。上記(i)、(ii)または(iv)に該当する場合は、情報輸入者も本契約を解除することができる。

- c) (i)欧州委員会が、情報が移転され、情報輸入者による処理が行われる国（またはその国のあるセクター）について、指令 95/46/EC の第 25 条(6)項（またはこれに優先する規定条項）に基づき、肯定的な十分性認定をした場合、または(ii) 指令 95/46/EC（またはこれに優先する規定条項）が、かかる国に直接適用可能になった場合、いずれの当事者も、本契約条項を解除することができる。
- d) 両当事者は、本契約条項が終了しても（その終了の時期、状況および理由を一切問わない。ただし、第 VI 条(c)項に基づく解除を除く。）、両当事者は、移転された個人情報の処理に関する本条項に基づく義務および／または条件を免除されないことに同意する。

VII. 本契約条項の変更

両当事者は、本契約条項を修正することはできない。ただし、付属書類B に記載された情報の更新を除く（この場合、両当事者は、必要に応じて当局に通知を行う。）。これに際しては、両当事者が必要に応じて商取引上の条項を追加することを

clauses where required.

VIII. DESCRIPTION OF THE TRANSFER

The details of the transfer and of the personal data are specified in Annex B. The parties agree that Annex B may contain confidential business information which they will not disclose to third parties, except as required by law or in response to a competent regulatory or government agency, or as required under clause I(e). The parties may execute additional annexes to cover additional transfers, which will be submitted to the authority where required. Annex B may, in the alternative, be drafted to cover multiple transfers.

妨げるものではない。

VIII. 移転の説明

移転および個人情報の詳細は、付属書類B で特定される。両当事者は、付属書類B に、第三者に開示してはならない企業秘密情報（ただし、法律上要求される場合、権限を有する規制機関もしくは政府機関に対して開示する場合、または第I 条(e) 項に基づき要請される場合を除く。）が含まれる可能性があることを認める。両当事者は、追加的な移転を対象に含めるに際しては、新たな付属書類の締結を行うものとする（当該付属書類は、必要に応じ、当局に提出する。）。この方法に代えて、複数の移転が対象に含まれるように付属書類B を作成することもできる。

(様式2)

本人以外の第三者からEU個人情報を取得した際に作成する記録書面

作成日：

作成者所属：

作成者氏名：

欧州2社その他本人以外の第三者からSCCに記載のないEU個人情報を取得するので、EU個人情報保護規程第6条第2項に基づき、下記のとおり記録します。

当該第三者の名称、代表者及び住所	
当該第三者による当該EU個人情報取得の経緯	
本人の同意を得ていること	
本人の氏名	
EU個人情報の内容	

提出ルート

①作成者	②課長	③部長	④EU個人情報 保護管理責任者	⑤業務部 子会社管理課
				3年間保管

(様式3)

【申請日】

【申請者】〔所属・役職〕

〔氏名〕

EU個人情報の目的外利用等に関する承認申請書

① 本件EU個人情報の対象者(氏名)

--

② 本件EU個人情報の内容(年齢、住所、社名、役職、経歴等、Eメール等)

--

③ 本件EU個人情報を目的外利用する理由

--

④ 特記事項

--

※EU個人情報保護管理責任者とは、EU個人情報保護に関する責任と権限を有する者をいい、業務部長がこれにあたる。

EU個人情報保護管理責任者 承認印
承認日 年 月 日

EU個人情報保護管理責任者は、本申請書および本人の同意を証する書面の原本またはPDFデータを保管するとともに、その写しをEU個人情報保護統括管理責任者に送付する。

(提出ルート 第10条第4項参照)

① 申請者 → ② EU個人情報保護管理責任者
↓ (写しを送付)
③ EU個人情報保護統括管理責任

(様式 4) 年 月 日

EU個人情報漏えい報告書

①報告者	部署名	
	氏名	
②報告種別	新規報告・続報(前回報告: 年 月 日)	
③事案の概要 ※発覚日、発生日、発覚に至る経緯を記す。	発覚日: 年 月 日	発生日: 年 月 日
④発生事案	□漏えい □滅失 □毀損	
⑤漏えい等したEU個人情報の内容	媒体: □紙 □電子媒体 □その他() 種類: □顧客情報 □従業員情報 □その他() 項目: □氏名 □生年月日 □性別 □住所 □電話番号 □メールアドレス □クレジットカード情報 □パスワード □その他()	
⑥漏えい等したEU個人情報に関わる本人の款	()人 ※ 発覚した時点で把握した総数を記載	
⑦発生原因	主体: □事業者 □委託先 () □不明 原因: □不正アクセス □誤交付 □誤送付(メール含む) □誤廃棄 □紛失 □盗難 □従業員不正 □その他() 詳細:	

⑧二次被害 (そのおそれを含む)の有無 (被害がある場合はその内容)	有無: □有 □無 □不明 詳細: ※被害が無い又は不明の場合もその理由等を記載してください。
⑨本人への対応等 ※漏洩の有無、および対応内容を記す。	有無: □対応済(対応中) □対応予定 □予定なし 方法:
⑩その他特記事項	
⑪再発防止策等	

※ 初回(第一報)は、早急な報告を優先するため、不明な部分については省略可とし、その他の部分は明確になり次第、続報にて必ず報告すること
※ 前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引いてください。

★報告フロー

報告部署 → EU個人情報保護管理責任者 → EU個人情報保護統括管理責任者
★ EU個人情報保護統括管理責任者: 管理本部長
★ EU個人情報保護管理責任者: 業務部長

報告部署			
報告者	課長	部長	本部長



EU個人情報保護 管理責任者	EU個人情報保護 統括管理責任者